令和４年度 小松市立稚松小学校 いじめ防止基本方針

１　いじめの問題への基本姿勢

（１）いじめの定義

法第２条にあるように，「いじめ」とは，「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの「解消している」状態とは，次の２つの要件が満たされていることとする。

◆いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（３ヶ月を目安）継続している。

◆被害児童が心身の苦痛を感じていない。（本人及び保護者に対し面談により確認）

（２）学校を挙げた積極対応

ア　校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し，「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し，平時からいじめの問題に備えるとともに日々の教職員の見守りを通して，小さな芽のうちに摘み取ること。

　イ　警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り，「風通しのよい学校」づくりを推進すること

　　　　関係機関等との連携を深め，積極的に外部の人材の活用を進めるとともに，学校側からも積極的に情報を発信するなど，双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ　いじめの問題に組織的に対応し，児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には，関係職員による個別案件対応班を組織し，役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い，いじめの早期解消を図ること。

（３）平時からの基本姿勢

ア 　いじめは，「どの子どもにも，どの学校でも起こり得る」ものであることを，全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして，全員を対象とした事前の働きかけを行うことが，最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 　「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を，学校教育全体を通じて，児童一人一人に徹底すること

いじめられている児童については，学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに，いじめる児童に対しては，警察等との連携も含め，毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 　児童一人一人を大切にする意識や，日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が，児童に大きな影響力を持つことを十分認識し，いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ 　いじめが解決したと見られる場合でも，教職員の気づかないところで，陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

場面での指導により解決したと即断することなく，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行うこと。

オ　定期的な調査だけでなく，必要に応じて，きめ細かな実態把握に努め，情報を全教職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう，児童の実態に合わせて調査を実施し，全教職員の共通理解のもと，迅速に対応すること。

２　いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割

（１）チームの構成員

　　校長をトップに，教頭，教務主任，生徒指導主事，教育相談担当，養護教諭，該当児童の担任，及び，心の相談員，スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラーを加え構成する。

（２）チームの役割

・いじめを見逃さない学校づくりの推進

・学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

・「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者，地域に対する周知

・家庭や地域，関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

・スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー，関係機関等と連携したいじめ問題への対応

・いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

* いじめ問題対策チームを**「常設する」とは，**会合の定期的開催を増やすということではなく，日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために，校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え，教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち，**常にいじめ問題に即応できる体制を維持することである。**

３　いじめの未然防止

（１）わかる授業づくり

　・生徒指導の３機能を生かした授業づくり

　　　学習指導に際し，生徒指導の３機能を生かした声かけを意識した授業づくりを心がける。各学期で重点をしぼり，できたかどうかを振り返る。

* 生徒指導の３機能：①自己決定　②自己存在感　③共感的人間関係

　・教職員の学び合い

　　　教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め，互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

（２）道徳教育や人権教育等の充実

　・学校の教育全体を通じた道徳教育

　　　道徳教育のねらい（豊かな心を育み，人間としての生き方の自覚を促し，児童の道徳性を育成する。）を全教職員で共通理解し，学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

・魅力的な教材の開発や活用

　　　児童にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し，児童の心に残る道徳の時間を心がける。

・人権教育講話・人権に関する授業

　　校内・校外講師による人権教育講話、人権に関する授業を開催し，感想等を交流する活動を通して，一人一人の人権感覚を磨く。

（３）規範意識の育成

・問題行動への対処

　　　「社会で許されない行為は，学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し，「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

・学習ルールの徹底

　　　学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し，共通理解したことは徹底してやり通す。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む取組

・児童の頑張りや良さを認める声掛け

　　　教職員が、児童の頑張りや良さに目を向けることを意識する。児童の良い姿を見つけたときは、積極的にそれを認める声掛けをしたり、クラス、学年、学校全体に広めたりする。児童同士でも良さを認め合う取組を企画、実行する。

（５）児童が主体となった活動の創出

・実行委員会制による活動運営

各クラスや各学年から選出された実行委員が中心となって、行事や様々な活動を運営する。めあての設定、練習や準備の計画、話し合いの司会進行や意見の取りまとめ、各クラスへの伝達など、行事にかかわるあらゆる活動を児童主体で行っていく。教師は、児童の思いを実現できるように活動をサポートしたり、アドバイスをしたりする。

・児童の思いを実現する委員会活動

常時活動だけでなく、稚松小学校をよりよくするための取組を各委員会で企画し、実行する。新しい企画については、代表議会や児童集会の場を活用して、全校に伝達する。

・挨拶運動

　　　委員会，学級などを単位とし，玄関や廊下などで挨拶を交わし合う。

（６）心をつなぐ異学年交流の取組

* 上学年がリーダーとして下学年といっしょに活動できる場を設定する。
* 清掃を学年の縦割りで担当し，上級生と下級生が助け合って作業する。

（７）家庭や地域と連携した取組

　・非行・被害防止講座の実施

　　　保護者や地域の人々を対象に開催し，「ネットいじめ」の事例などをもとに，いじめ問題に対する理解を深めるとともに，家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

４　いじめの早期発見

（１）小さなサインを見逃さない取組

・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。

・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い，情報を共有する。

（２）定期的なアンケート調査の実施

　・児童理解を目的に，学期に１回，「学校生活アンケート」と児童との面談を実施する。その際，児童にとっていじめを訴えやすい体制を整える。また，友達関係の変化も同時に聞き取る。

（３）教育相談体制の充実

　・心のポストを常設し，普段から児童が悩みを相談しやすい雰囲気を作る。

　・心の相談員、スクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。

（４）学校で分かるいじめ発見のポイント

ア　いじめられている子どもが学校で出すサイン

※･･･無理にやらされている可能性のあるもの

|  |  |
| --- | --- |
| 発見の機会 | 観察の視点（特に変化が見られる点） |
| 朝の会 | * 遅刻・欠席が増える
* 表情が冴えず，うつむきがちになる
 | * 始業時刻ぎりぎりの登校が多い
* 出席確認の声が小さい
 |
| 授業開始時 | * 忘れ物が多くなる
* 用具，机，椅子等が散乱している
* 一人だけ遅れて教室に入る
 | * 涙を流した気配が感じられる
* 周囲が何となくざわついている
* 席を替えられている
 |
| 授業中 | * 正しい答えを冷やかされる
* 発言に対し，しらけや嘲笑が見られる
* 責任ある係の選出の際，冷やかし半分に名前が挙げられる
* ひどいアダ名で呼ばれる
 | * グループ分けで孤立することが多い（机を合わせないなど）
* 保健室によく行くようになる
* 不まじめな態度で授業を受ける
* ふざけた質問をする
* テストを白紙で出す
 |
| 休み時間 | * 一人でいることが多い
* わけもなく階段や廊下等を歩いている
* 用もないのに職員室等に来る
* 遊びの中で孤立しがちである
* プロレスごっこで負けることが多い
 | * 集中してボールを当てられる
* 遊びの中で，いつも同じ役をしている
* 大声で歌を歌う
* 仲良しでない者とトイレに行く
 |
| 給食時間 | * 食べ物にいたずらをされる
* グループで食べる時，席を離している
* その子どもが配膳すると嫌がられる
 | * 嫌われるメニューの時に多く盛られる
* 好きな物を級友に譲る
 |
| 清掃時 | * 目の前にゴミを捨てられる
* 最後まで一人でする
* 椅子や机がぽつんと残る
 | * さぼることが多くなる
* 人の嫌がる仕事を一人でする
 |
| 放課後 | * 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
* 顔にすり傷や鼻血の跡がある
* 急いで一人で帰宅する
 | * 用事がないのに学校に残っている日がある
* 他の子の荷物を持って帰る
 |

イ　いじめている子どもが学校で出すサイン

|  |  |
| --- | --- |
| 発見の機会 | 観　察　の　視　点（特に，変化が見られる点） |
| 授業中 | * 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている
* プリント等の配布物をわざと配らなかったり，床に落としたりする
* 自分の宿題をやらせている
 | * 指名されただけで目配りし，嘲笑する
* 後ろからイスを蹴ったり，文具等で体をつついたりしている
* 授業の後片付けを押し付けている
 |
| 休み時間 | * 嫌なことを言わせたり，触らせたりしている
* けんかするように仕向けている
 | * 移動の際など，自分の道具を持たせている
* 平気で蹴ったり，殴ったりしている
 |
| 給食時間 | * 配膳させたり，後片付けさせたりしている
* 自分の嫌いな食べ物を押しつけている
 | * 自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
 |
| 清掃時 | * 雑巾がけばかりさせている
* 雑巾を絞らせている
 | * 机をわざと倒したり，机の中のものを落としたりする
 |
| 放課後 | * 自分の用事に付き合わせる
 | * 帰る方向が違うのに，待たせて一緒に帰る
 |

ウ　注意しなければいけない児童の様子

|  |  |
| --- | --- |
| 様子等 | 観察の視点（特に，変化が見られる点） |
| 動作や表情 | * 活気がなく，おどおどしている
* 寂しそうな暗い表情をする
* 手遊び等が多くなる
* 独り言を言ったり急に大声を出したりする
 | * 視線を合わさない
* 教師と話すとき不安な表情をする
* 委員を辞める等やる気を失う
* 言葉遣いが荒れた感じになる
 |
| 持ち物や服装 | * 教科書等にいたずら書きされる
* 持ち物，靴，傘等を隠される
 | * 刃物等，危険な物を所持する
* 服装などが乱れたり破れたりしている
 |
| その他 | * 日記，作文，絵画等に気にかかる表現や描写が表れる
* 教科書，教室の壁，掲示物等に落書きがある
* インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる
* ＳＮＳのグループから故意に外される
 | * 教材費，写真代等の提出が遅れる
* 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする
* 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている
* 校則違反，万引き等の問題行動が目立つようになる
 |

（５）家庭で分かるいじめ発見のポイント

ア　いじめられている子どもが家庭で出すサイン

|  |
| --- |
| ○衣服の汚れが見られたり，よくけがをしたりしている。○風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）○買い与えた学用品や所持品が紛失したり，壊されたりしている。○食欲がなくなったり，体重が減少したりする。○寝付きが悪かったり，夜眠れない日が続いたりする。○表情が暗くなり，言葉数が少なくなる。○いらいらしたり，おどおどしたりして，落ち着きがなくなる。○部屋に閉じこもることが多く，ため息をついたり，涙を流したりする。○言葉遣いが荒くなり，親やきょうだいに反抗したり，八つ当たりしたりする。○親から視線をそらしたり，家族に話しかけられることを嫌がったりする。○ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。○登校時刻になると，頭痛，腹痛，吐き気などの身体の不調を訴え，登校を渋る。○長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。○転校を口にしたり，学校をやめたいなどと言い出したりする。○家庭から品物やお金を持ち出したり，余分な金品を要求したりする。○親しい友人が家に来なくなり，見かけない者がよく訪ねてくる。○不審な電話や，嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で，急な外出が増える。○自己否定的な言動が見られ，死や非現実的なことに関心をもつ。○投げやりで，集中力がわかない。些細なことでも決断できない。○ゲーム機などに熱中し，現実から逃避しようとする。 |

イ　「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

|  |
| --- |
| ○携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする，又は，全く触れようとしなくなる。○親が近づくとパソコンの画面を切り替え，画面を隠そうとする。○インターネットを閲覧した後に，動揺しているような行動をとる。○携帯電話の着信音に，怯えるような態度をとる。○電話やメールの受信後に，そっと一人で出かけようとする。 |

５　いじめに対する措置

　いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を教育委員会に報告をする。（いじめ問題対策チームを中核にして）

　学校がいじめの事実を確認した場合には，徹底して被害児童を守り通すとともに，加害児童に対しては，当該児童の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。

　また，被害児童，加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯などについて連絡し，家庭の協力を求めるとともに，いじめを見ていたり，周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により，同種の事態の発生の防止に努める。

（１）子どもや保護者への対応

ア　いじめられている子どもへの対応

【学校】

* いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し，安心感をもたせるとともに，教職員が相談相手になることを伝え，本人の気持ちを受け止めていく。
* 決して一人で悩まずに，友人や保護者，教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
* いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが，その場合，冷静に，じっくりと子どもの気持ちを受容し，共感的に受け止め，心の安定を図る。
* いじめた子どもの謝罪だけで，問題が解決したなどという安易な考えを持たずに，その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
* 子どもの長所を積極的に見つけ，認めるとともに，自ら進んで取り組めるような活動を通して，やる気を起こさせ，自信を持たせる。
* いじめられている子どもを守り通すとの観点から，場合によっては，緊急避難としての欠席や転校措置等，保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

* 子どもの様子に十分注意して，子どものどんな小さな変化についても気にかけ，何かあったら学校に相談し，協力していく。
* 子どもの長所を積極的に見つけ，認めるとともに，家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ，自信を持たせる。
* 必ず守り通すという姿勢を明確に示し，安心させるとともに，本人の話を冷静に，じっくりと聞き，子どもの気持ちを受容し，共感的に受け止め，心の安定を図る。

イ　いじめている子どもへの対応

【学校】

* 頭ごなしにしかるのではなく，いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ，いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
* 当事者だけでなく，いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き，実態をできるだけ正確に把握する。
* 集団によるいじめの場合，いじめていた中心者が，表面に出ていないことがあるため，いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
* いじめた子どもが，どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので，自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたうえで指導に当たる。
* いじめの態様によっては，犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
* いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し，学校生活に目的を持たせ，人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く，継続して行う。
* いじめた子どもの立ち直りに向けて，保護者と話し合う時間を大切にするとともに，必要に応じて関係機関を紹介するなど，適切に対応する。
* 保護者に対して，いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え，協力して見守っていくことを共通理解する。
* いじめが解決したと見られる場合でも，教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので，そのときの指導によって，解決したと即断することなく，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

* いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに，本人に十分言い聞かせる。
* 子どもの変容を図るために，子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について，本人と保護者が一緒に考える。

ウ　いじめが起きた集団への働きかけ

* いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせる。たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
* はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
* 学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ　いじめられている子どもの保護者への対応

* いじめの訴えはもちろんのこと，どんな些細な相談でも真剣に受け止めて，誠意ある対応に心がける。
* 家庭訪問をしたり，来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際，不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて，対応策について協議する。また，学校として，いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
* いじめについて，学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
* 学校での様子について，その都度家庭に連絡するとともに，必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど，解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
* 必要な場合は，緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
* 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい，子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ　いじめている子どもの保護者への対応

* いじめの事実を正確に伝え，いじめられている子どもや保護者の，つらく悲しい気持ちに気付かせる。
* 教師が仲介役になり，いじめられた子どもの保護者と協力して，いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
* いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに，家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
* 子どもの変容を図るために，子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について，本人や保護者と一緒に考え，具体的に助言する。

（２）インターネットを通じて行われているいじめへの対応

ア　「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

* 早期発見の観点から，教育委員会と連携し，学校ネットパトロールを実施するなどの方法により，インターネット上でのトラブルの早期発見に努める。
* 児童が悩みを抱え込まないよう，学校内に児童が相談しやすい環境を作ることが重要である。（心のポスト）また，地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など，関係機関の取組についても周知する。
* 学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
* 「ネットいじめ」について，教職員自身が理解するとともに，保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
* インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
* 保護者は，防災・防犯その他の特別な目的のために使用する場合を除き，小学生には携帯電話を所持させない。
* 保護者は，児童に携帯電話を所持させる場合には，フィルタリングサービスの利用を徹底するように努める。

イ　「ネットいじめ」の対応について

* 「ネットいじめ」の対応に当たっては，その性質上，より速やかで適切な対応が求められる。また，保護者や関係機関との連携が重要である。
* ＳＮＳを使用した仲間はずしなどのいじめについては，被害児童及び加害児童双方から，十分な聞き取りを行い，事実関係を明らかにするとともに，相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
* インターネット上の不適切な書き込み等については，一旦保存した上で，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置をとる。
* 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，ホームページの管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求める等の必要な措置を講じる。なお，必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
* 児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

ウ　削除依頼等の手順について

　・事実の確認

　　　被害者本人及び保護者の了解のもと，発見の経緯，書き込み者の心当たりの有無，保護者への相談状況，他の児童の認知状況等を確認し，実態を把握する。なお，書き込みのあった掲示板等のアドレスを控えたり，書き込まれた状態の画像を保存したりしておく。

　・対応方針の検討

　　　把握した実態に対し，校長の指示のもと組織的に対応する。その際，被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童生徒への対応

　　　被害者本人への対応（不安の共感的理解），加害者への対応（書き込み者が特定されている場合），当時者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について，インターネット上の対応と並行して行う。

・インターネット上の対応

　　　書き込み者が特定できた場合には，当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には，被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは，事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

　　　書き込みを削除できた場合でも，しばらくの間は，被害者の心のケアはもちろんのこと，その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

**★ネットいじめ等被害時の対応手順**

掲示板のアドレスを控える。

書き込まれた画面を保存する。

掲示板、SNS等に誹謗・中傷する内容が書き込まれた。

掲示板の管理者に

削除を依頼する。

管理者が不明の場合は、プロバイダ等に削除を依頼する。

書き込んだ人物が特定できている場合は、本人に削除を依頼するとともに、書き込んだ経緯を聞き取ったうえで指導する。

警察・法務局に相談する。

必要に応じて警察等からの指導を行う場合もある。

６ 重大事態への対処

（１）重大事態の意味

　　法第２８条がいう「いじめにより」とは，各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

（２）重大事態の例

　・児童の生命に関わる場合

　・身体に重大な傷害を負ったとき

　・金品等に重大な被害を被った場合

　・精神性の疾患を発症した場合

　・いじめにより登校できない状況に至ったとき

また，児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態ととらえる必要がある。

（３）重大事態の報告

　　学校は，重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

**いじめ問題対策チーム**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職名又は校務分掌等 | 氏　名 | 備　考（外部人材に○） |
| 校長 | 肩　恭子 |  |
| 教頭 | 高田　幸代 |  |
| 教務主任 | 中村　亜希子 |  |
| 生徒指導主事 | 鈴木　謙介 |  |
| 教育相談担当 | 三井　朋子 |  |
| 養護助教諭 | 髙林　愛美 |  |
| 心の相談員 | 泉　理子 |  |
| スクールカウンセラー | 大滝　昌子 |  |
| スクールソーシャルワーカー | 辻　泰樹 | 〇 |